

赤字部分を記入

青字部分に注意

前3年の各事業年度における工事施工金額

「税込」、「税抜」
どちらでも可

(税込・税抜) 単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	電気工事	工事		
第1期 平成 令和31年1月1日から 令和元年12月31日まで	元	公共	100	0	0		0	10,000
		民間					500	3,500
	請	下請	0	0	7,000		0	7,000
		計	10,000	0	10,000		500	20,500
第2期 令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	元	公共	17,000	0	2,000		0	19,000
		民間	3,000	0	5,000		300	8,300
	請	下請	0	0	3,000		300	3,300
		計	20,000	0	10,000		600	30,600
第3期 令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	元	公共	35,000	0	4,000		0	39,000
		民間	15,000	0	2,000		200	17,200
	請	下請	0	0	4,000		400	4,400
		計	50,000	0	10,000		600	60,600
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
		民間						
請	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
		民間						
	請	下請						
		計						

「許可を受けている業種」をすべて記載する

工事経歴書（様式第2号）の合計と一致する

損益計算書の完成工事高の額と一致する

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

決算期末到来の場合

税込・税抜/単位：千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計					
			土木一式工事	建築一式工事	電気工事	工事							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共	実績なし	実績なし	実績なし			実績なし					
		民間											
	下 請												
	計												
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共	「実績なし」と記載する										
		民間											
	下 請												
	計												
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共											
		民間											
	下 請												
	計												
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共											
		民間											
	下 請												
	計												
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元 請	公共											
		民間											
	下 請												
	計												

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

Q & A

Q1 土木一式、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゆんせつ、水道施設の許可をもっていますが、土木一式以外実績がありません。この場合、実績がない業種について、記載を省略できますか？

A1 できません。実績がない業種については、「0」あるいは「実績なし」とご記入ください

Q2 業種追加の申請を行おうと考えています。この場合、記載する業種は追加する業種のみでいいでしょうか？

A2 いいえ。既にもっている業種と、追加しようとする業種の両方をご記入ください

Q4 「その他の建設工事の施工金額」とは何でしょうか？

A4 許可をもっていない業種の工事の完成工事高のことです。たとえば、土木一式の許可のみをもっている場合、建築一式の工事を施工（軽微な建設工事に限ります）すると、当該工事の完成工事高は「その他の建設工事の施工金額」に計上します

Q5 「その他の建設工事の施工金額」に計上した建設工事について、工事経歴書の作成は必要ですか？

A5 不要です

Q6 直前の決算日が平成27年3月31日です。平成27年4月15日に申請を考えているのですが、まだ決算が確定していません。この場合、直前3年とはいつを指すのでしょうか？

A6 平成26年3月31日、平成25年3月31日、平成24年3月31日を決算日とする期が直前3年に該当します